

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和8年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。個人情報ファイルの対象は障害児入所支援に関する情報、児童福祉法による措置に関する情報、障害者関係情報(身体障害者手帳に関する情報)、障害者関係情報(精神障害者保健福祉手帳に関する情報)、地方税関係情報(道府県民税)、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報(療養介護、施設入所支援に係るものに限る)、年金給付関係情報、地方公務員災害補償関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、戸籍関係情報 <事務の内容> 1 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等) 2 手当の給付に関すること(手当額の決定及び支給・額改定) <サービス検索・電子申請機能> マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で受領する <公金受取口座を活用した給付の実施> 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する
③システムの名称	児童福祉システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番56 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表81の項 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	台東区 こども家庭部子育て支援課給付担当 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1232
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からのマイナンバー取得の徹底や真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住民基本台帳ネットワークシステムの照会では4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守する等、留意事項を厳守している。また、様々なプロセスにおいて人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用にあたっては、利用できる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ② 事務の概要	＜ぴったりサービス＞ マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する	＜サービス検索・電子申請機能＞ マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で受領する	事前	サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムの導入に伴う変更
令和8年9月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③ システムの名称	サービス検索・電子申請機能	サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムの導入に伴う変更
令和8年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	区民部子育て・若者支援課	こども家庭部子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	子育て・若者支援課長	子育て支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	台東区 区民部子育て・若者支援課給付担当	台東区 こども家庭部子育て支援課給付担当	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点	令和8年9月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点	令和8年9月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更